平成２５年（フ）第１３７号
富山市婦中町長沢4842番地
破産者　岡田　紀和
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８４号
福井県福井市城東１丁目４―21、開始決定時の住所福井県大野市東中第10号31番地
破産者　北川　経治
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
福井県越前市上大坪町第10号５番地
破産者　上田　拓実
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
岐阜県可児市広見1979番地１　ブランシェⅡ―102、破産手続開始決定時の住所岐阜県可児市塩河1409番地８
破産者　太田　徳夫
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第５６２号
静岡市葵区北1179番地の４
破産者　長谷部和三
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６３号
静岡市駿河区登呂６丁目７番39号
破産者　福地　基記
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８２号
愛知県春日井市上条町１丁目93番地　サニーコート春日井702号、受任通知記載の住所愛知県春日井市東山町２丁目３番15号
破産者　鈴木　文江
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８９０号
名古屋市中川区牛立町１丁目31番地　ウィンコート牛立Ｓ館１号
破産者　齋藤登志晴
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０１号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―２―212、前住所大阪府和泉市室堂町47番地の１
破産者　永見　　誠
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４２２号
大阪府貝塚市福田31番地　カーサ福田206号、前住所大阪府貝塚市澤562番地１
破産者　田中　哲也
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４８６号
兵庫県姫路市田寺８丁目３番10号
破産者　菅原　眞澄
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４９４号
兵庫県姫路市飾東町豊国990番地２
破産者　近田　彰史
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７４２号
広島市西区己斐上３丁目１番24号、申立時の住所広島市安佐北区口田南７丁目26番５―１号
破産者　平川　隆行
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２１号
広島市佐伯区杉並台31番地８
破産者　北村　徹一
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙456番地９
破産者　酒井　利介
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４８２号
熊本県玉名市天水町部田見1414番地、前住所東京都葛飾区奥戸２丁目24番20―712号　クレアシティフラン・クオーレ
破産者　境田　郁美
法定代理人成年後見人　福吉エリカ
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９１号
熊本市東区花立５丁目４番38号　サンライフ花立201号
破産者　樋口　　綾
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７０７号
熊本市北区大鳥居町837番地、開始決定時の住所熊本市北区室園町20番66号　ウィステリア202
破産者　田中　勇企
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係